



海上保安庁では、令和7年10月採用の職員（海上保安学校学生）を募集します。

受付期間

インターネット：2月20日（木）～3月13日（木）

試験日程

第一次試験：5月11日（日）

受験資格

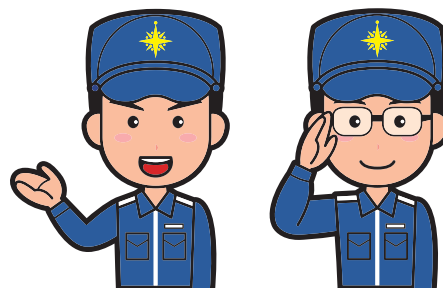
令和7年4月1日において高等学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者及び令和7年9月までに高等学校を卒業する見込みの者

海上保安庁職員採用のホームページアドレス及びQRコード

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>

問い合わせ

詳細については、稚内海上保安部管理課（TEL：0162-22-0118）まで問い合わせください。



海上保安庁では、令和8年4月採用の職員（海上保安官「保大初任科」）を募集します。

受付期間

インターネット：2月20日（木）～3月24日（月）

試験日程

第一次試験：5月25日（日）

受験資格

平成7年4月2日以降生まれの者で、大学（短期大学を除く）を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

海上保安庁職員採用のホームページアドレス及びQRコード

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>

問い合わせ

詳細については、稚内海上保安部管理課（TEL：0162-22-0118）まで問い合わせください。





自動車事故被害者救済制度について

国土交通省及びナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）では自動車事故被害者に対し、以下のような取組を行っております。

①介護料の支給	●自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給しております。 (月額 36,500円～211,530円) 介護保険、労災保険の介護（補償）給付等との併給不可。	詳細はこちらから 
②短期入院・短期入所費用助成	●介護料受給者に対し、短期入院・入所を利用した際の患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金等に要する費用として自己負担した額の一部を助成しております。（年間45日かつ年間45万円まで） ●なお、入院・入所先の病院・施設については国土交通省が指定（全国202病院、143施設を指定）。	詳細はこちらから 
③療護施設の設置・運営（重度後遺障害者のための専門病院）	●自動車事故による重度後遺障害者（遷延性意識障害者）のための専門病院（療護施設）を全国12か所で設置・運営しております。（入院期間は概ね3年間）	詳細はこちらから 
④友の会	●交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会報の発行や子ども同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供するなどの精神的支援を実施しております（子どもの教育問題、将来への不安などの悩み等を共有）。	詳細はこちらから 
⑤交通遺児等貸付	●自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族（生活困窮家庭）のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行っております。（当初一時金15万5千円、月額1万円又は2万円。小学校と中学校入学支度金4万4千円）	詳細はこちらから 
⑥自動車事故被害者への相談支援	●自動車事故被害者の相談先の確保・充実のため、同じ悩みを持つ当事者の所属する自動車事故被害者・遺族団体の相談窓口をHP上で公表しております。 ●各種無料で相談できる窓口を電話で紹介しております。 ナスバ（NASVA）交通事故被害者ホットライン TEL：0570-000-738	詳細はこちらから 
⑦介護者（親）なき後に備えるための情報提供	●介護者が先に亡くなったり、老齢や病気等により介護が出来なくなった場合に対応するために必要な情報を集め、ホームページにおいて情報提供しております。	詳細はこちらから 

※金額や病院数、施設数等については【令和6年4月1日】現在

お問い合わせ 自動車事故対策機構 旭川支所（0166-40-0111）